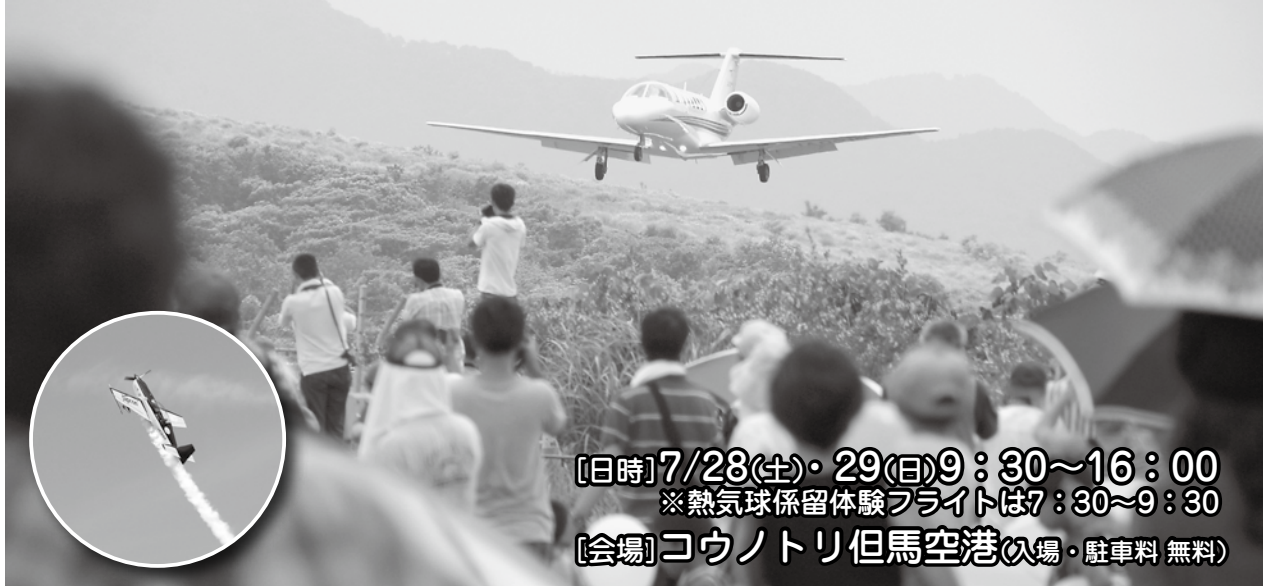


兵庫県・空の日記念イベント コウノトリ但馬空港フェスティバル'12



【日時】7/28(土)・29(日)9:30~16:00
 ※熱気球係留体験フライトは7:30~9:30
 【会場】コウノトリ但馬空港(入場・駐車料 無料)

今年で18回目を迎える国内屈指の「空の祭典」です。小型航空機による豪快な曲技飛行や、ビジネスジェット機の大迫力の高速低空飛行、映画「紅の豚」を彷彿とさせる真紅のクラシック複葉機と青色の曲技専用機が織り成すエアバトル(模擬空中戦)など、圧巻のエアショーを繰り広げます。また、熱気球係留体験フライトやセスナ機遊覧飛行などの体験イベント、ステージイベント、地域の味覚を味わうことができる「但馬グルメまつり」も同時開催し、大人から子どもまで楽しめます。夏休みの思い出に、ぜひ、誘い合わせの上、お越しください。

スカイイベント

※「出演者名(機材名)」で記載
 しています。

- ・但馬飛行クラブ(ボナンザ)
 UP JAPAN(モーターパラグライダー)
- ・ウイスキーパパ競技曲技飛行チーム(エクストラ300L)
- ・岡山航空(小型ビジネスジェット、ワコークラシック複葉機)
- ・スーパードウイングス(エアロバル4機編隊)
- ・大野・福井グライダークラブ(スーパーデイモナ、デイスカスト)
- ・ユーロコプタージャパン(EC135)
- ・海上保安庁(DHC-8 315型(28日のみ))
- ・陸上自衛隊(コブラ、ニンジャ)(29日のみ)

体験イベント

- ・熱気球係留体験フライト(無料)
- ・ハンググライダーシミュレーション(無料)
- ・セスナ機遊覧飛行(有料)



▲熱気球係留体験フライト

地上イベント

- ・紙飛行機教室
- ・プレイランド(子ども広場)
- ・演技に使用した機体や各種航空機材の一般公開

ステージイベント

- ・キャラクターショー
- ・郷土芸能
- ・各種音楽隊の演奏 など

「但馬グルメまつり」を 同時開催

- ・但馬地方の特産品の展示・即売
- ・うまいものコーナー など

※イベントは、当日の天候状況などにより予告なく一部または全部を中止・変更する場合があります。

【寄付のお願い】

コウノトリ但馬空港フェスティバル実行委員会では、当イベント存続のための寄付(1口千円から)を募っています。ご協力いただける方は、左記の口座に振り込みいただきますようお願いいたします。

- 三井住友銀行豊岡支店 普通預金 3417811
- 但馬銀行本店営業部 普通預金 4696114
- 但馬信用金庫本店営業部 普通預金 0560303
- ※口座名義:「コウノトリ但馬空港フェスティバル」

《問合せ》コウノトリ但馬空港フェスティバル実行委員会(観光課内)
 ☎23-1401
 ホームページアドレス
<http://www.tajima.or.jp/faf/>

7月9日

改正住民基本台帳法が施行されました

改正住民基本台帳法が施行され、住民基本台帳カード(住基カード)が使いやすくなるとともに、外国人住民の方にも住民票が作成されました。

◆市外に転出しても住基カードが継続利用できます

住基カードは、これまで他の市区町村へ転出すると失効するため、カードを返納する必要がありました。が、転出先の市区町村に住基カードを提出すると、継続して利用できます。

住基カードを所持している方で、転出先での継続利用を希望する場合、転出の手続きの際に窓口でその旨をお伝えください(希望しない場合はこれまでどおり返納していただきます)。



◆外国人住民の住民票が

発行可能になりました
これに伴い、日本人と外国

人とで構成される世帯の全員が記載された証明書(住民票の写しなど)の発行が可能になりました。



- ・住民票が作成される外国人住民の対象者は、適法に3カ月を越えて在留する外国人で、住所を有する次の①～④に該当する方
- ① 中长期在留者
- ② 特別永住者
- ③ 一時庇護許可者または仮滞在許可者
- ④ 出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者
- ・外国人住民の住所を変更する際は、在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書を必ず持参してください。

・市外へ転出または国外へ出国する場合には、日本人と同様に外国人住民も転出手続きが必要です。

◆改正住民基本台帳法の施行と併せて、新たな在留管理制度が導入されました

外国人登録制度の廃止に伴い、中长期在留者には在留カードが、特別永住者には特別永住者証明書が交付されます。法改正後も、現在の外国人登録証明書は一定期間、在留カードまたは特別永住者証明書と見なされ、使用することが可能です。

詳細は、総務省・法務省ホームページをご覧ください。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html (総務省)
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html (法務省)
《問合せ》 市民課市民係
☎21-9015または各総合支所市民福祉課

除雪機緊急整備事業補助制度を創設しました

市道の除雪は、幹線道路や通学路を中心に除雪路線を定めて行っています。が、



除雪路線以外は、地域内の助け合いにより対応されています。特に雪の多い区では、除雪機の購入費用など多くの支出が必要で、市による支援が求められていました。

そこで、市では、新たな補助制度を創設しました。この補助制度は、区が除雪機を購入する際にその経費の一部を補助するもので、地域の災害対応能力を高め、地域住民が安全に安心して暮らせるまちづくりを資することを目的としています。

ただし、緊急的に整備を進めるため、4年間限定(平成27年度まで)の補助制度です。
▽対象 区(自治会)
▽補助内容 共助により市道、生活道路などの除雪を行うために区(自治会)が購入す

る除雪機について、次の要件を満たす場合にその購入経費の一部を補助します。

- ・購入する除雪機による除雪計画を作成すること
- ・購入する除雪機が、道路交差法等除雪作業を行う上で必要な法令に適合した機種であること

▽補助対象台数

・単年度内の1団体の補助対象台数は1台

・1団体の総補助台数は、2台を限度(採択順位は、初回申請団体を優先する)

▽対象経費 市道、生活道路などの除雪に必要な除雪機およびその付属部品の購入に要する経費

▽補助金額 除雪機1台につき補助対象経費の3分の2以内(150万円を限度)

▽審査・決定 書類などにより審査を行い、9月中旬に決定します。

▽申込期限 8月31日(金)

《申込み・問合せ》 建設課工務2係 ☎21-9007